昭島市

保 管 依 頼 書

年　　月　　日

（あて先）　昭島市長

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、昭島市に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、昭島市が一切責任を負わないことに同意します。

記

買受公売財産の売却区分番号　　第　　号

保管期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

※上記連絡先は保管期間中にご本人と連絡の取れる連絡先をご記載頂きますようにお願いいたします。

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。